※参考 換価に関する法令

国税徵収法(昭和三十四年四月二十日法律第百四十七号)

(換価する財産の範囲等)

- 第八十九条 差押財産(金銭、債権及び第五十七条(有価証券に係る債権の取立て)の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。以下この節において同じ。)は、この節の定めるところにより換価しなければならない。
- 2 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。
- 3 税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産(滞納者を異にするものを含む。) と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの 差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

(公売)

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付さなければならない。 2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

(滞納処分費の範囲)

第百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用(通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。)とする。

(滞納処分費の配当等の順位)

第百三十七条 滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又 は充当する。